

養育費確保サポート事業

養育費を確実に継続して確保できるよう、養育費の取決めに係る公正証書の作成等に必要となる費用の一部を補助します。

◆ 養育費に関する公正証書作成費等補助金

養育費の取決め内容について公正証書を作成した場合や家庭裁判所の調停で取決めを行う場合の費用を補助します。

【対象者】 令和5年7月以降に公正証書等を作成した、以下のすべてに該当する方

- ・ 広島市在住のひとり親家庭の母または父
- ・ 養育費の取決めに係る公正証書等（債務名義化したもの）※を有している方
※強制執行認諾約款のある公正証書、調停調書など
- ・ 養育費の対象となる20歳未満の子どもを扶養している方
- ・ 公正証書の作成等に係る費用を負担した方
- ・ 過去に同様の補助金を受給していない方

【補助上限額】 4万3千円

◆ 養育費の保証促進補助金

養育費の立替払いを行う保証会社と養育費保証契約※を締結する際に必要な保証料を補助します。

※養育費保証契約とは、養育費の未払いが発生した際に、保証会社が立替払いを行い、保証会社が支払義務者へ請求を行うものです。

【対象者】 令和5年7月以降に養育費保証契約を締結した、以下のすべてに該当する方

- ・ 広島市在住のひとり親家庭の母または父
- ・ 養育費の取決めに係る公正証書等（債務名義化したもの）※を有している方
※強制執行認諾約款のある公正証書、調停調書など
- ・ 養育費の対象となる20歳未満の子どもを扶養している方
- ・ 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している方
- ・ 過去に同様の補助金を受給していない方

【補助上限額】 5万円

《申請先》

お住いの区福祉課または子ども青少年支援部子ども・家庭支援担当へ提出してください。郵送で申請される場合は、子ども青少年支援部子ども・家庭支援担当へ提出してください。

区	所在地	電話番号
中区福祉課	中区大手町四丁目1番1号	082-504-2569
東区福祉課	東区東蟹屋町9番34号	082-568-7733
南区福祉課	南区皆実町一丁目4番46号	082-250-4131
西区福祉課	西区福島町二丁目24番1号	082-294-6342
安佐南区福祉課	安佐南区中須一丁目38番13号	082-831-4945
安佐北区福祉課	安佐北区可部三丁目19番22号	082-819-0605
安芸区福祉課	安芸区船越南三丁目2番16号	082-821-2813
佐伯区福祉課	佐伯区海老園一丁目4番5号	082-943-9732
子ども青少年支援部 子ども・家庭支援担当	中区国泰寺町一丁目6番34号	082-504-2723

補助金	養育費に関する公正証書作成費等補助金	養育費の保証促進補助金
対象者	以下の要件をすべて満たす方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広島市在住のひとり親家庭の母または父 ・ 養育費の取決めに係る公正証書等（債務名義化したもの）を有している方 ・ 養育費の対象となる20歳未満の子どもを扶養している方 ・ 公正証書の作成等に係る費用を負担した方 ・ 過去に同様の補助金を受給していない方 	以下の要件をすべて満たす方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広島市在住のひとり親家庭の母または父 ・ 養育費の取決めに係る公正証書等（債務名義化したもの）を有している方 ・ 養育費の対象となる20歳未満の子どもを扶養している方 ・ 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している方 ・ 過去に同様の補助金を受給していない方
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公証人手数料 ・ 戸籍謄本等添付書類取得費用 ・ 調停申立に要する収入印紙代 ・ 切手代 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養育費保証契約の締結に要する保証料
補助額	上限4万3千円	上限5万円
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書 ・ 児童扶養手当証書またはひとり親家庭等医療費助成受給者証の写し ※受給していない場合には、本人と対象児童の戸籍謄本及び世帯全員の住民票の写し ・ 補助対象経費の領収書等 ・ 養育費の取決めをした文書（公正証書等）の写し ・ 振込先口座が確認できる書類（通帳の写し等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書 ・ 児童扶養手当証書またはひとり親家庭等医療費助成受給者証の写し ※受給していない場合には、本人と対象児童の戸籍謄本及び世帯全員の住民票の写し ・ 補助対象経費の領収書等 ・ 養育費の取決めをした文書（公正証書等）の写し ・ 保証会社と締結した養育費保証契約書の写し（保証期間が1年以上のもの） ・ 振込先口座が確認できる書類（通帳の写し等）
申請方法	公正証書等を作成した日（令和5年7月1日以降に限る）の属する月の翌月から6か月以内に、申請書類を提出してください。	養育費保証契約を締結した日（令和5年7月1日以降に限る）の属する月の翌月から6か月以内に、申請書類を提出してください。